

令和4年第4回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月12日(火) 午前9時30分から10時36分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長 岩井 壽美雄 君	会長職務代理者 北村 勉 君
3番 三浦 弘文 君	4番 川崎 良巳 君
5番 高橋 克 君	6番 高村 國昭 君
7番 佐々木 一 榮 君	8番 柏田 雅俊 君
9番 佐々木 喜克 君	10番 中里 光明 君
11番 沼沢 こえ子 君	12番 豊川 敏雄 君
13番 竹原 誠 君	14番 時田 宏 君
15番 中川原 隆雄 君	16番 稲村 健一 君
17番 鈴木 徳治 君	19番 鳥谷部 甚一郎 君

4. 欠席委員 (1人)

18番 大沢 トモ子 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第21号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第22号 職員の任命について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町屋 剛 君
事務局次長	大沢 直明 君
総務班長	小泉 安子 君
主査	大澤 翔太 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から令和4年第4回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚く御礼申し上げます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（町屋） 本日、18番大沢トモ子委員が欠席しておりますが、出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることとされておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、2番 北村勉委員、10番 中里光明委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の大沢次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2 業務報告については、事務局より説明をお願いします。

事務局（大沢） [業務報告の朗読及び説明]

議 長（岩井） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

13番（竹原） 農業次世代人材投資資金受給者の中間評価審査会の内容をお知らせください。

事務局（大沢） 資料を持ち合わせていませんので、次回の総会の際に報告させていただきます。

議長（岩井） その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第3 報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。

報告第5号の16番から18番及び48番の一部につきましては、高村 國昭 委員、佐々木 喜克 委員に関する事案となっており、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限される場所ですが、報告事案でもあることから、参考人としてこのまま着席いただき、議事を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは、高村 國昭 委員、佐々木 喜克 委員着席のまま議事を進めます。

報告第5号については、事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤） それでは、今月の合意による解約に係る通知書の受理について説明させていただきます。

今月の通知書の受理は59件です。議案書の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。

報告第5号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。

今月の合意解約は件数が多いため、1番から42番と、43番から50番はまとめて報告させていただきます。なお、農地の所在地の図面も同地区毎にまとめて記載しております。1番から42番は、町有地の賃貸借の解約に関する件です。担い手への農地集積率アップと農林課の業務負担軽減のため、農地中間管理機構での賃貸借へと変更をするために解約するものです。

43番から50番は、労働力不足による解約に関する件です。賃借人側の外国人労働者の受け入れが、令和4年度以降が不透明なため解約するものです。

51番以降は個別に説明させていただきます。

51番 字下根前、太平楽 田 2筆 面積は ●●m² です。管理が行き届かず、周辺農地の所有者から苦情が出たために解約するものです。

52番 字上根前 田 1筆 面積は ●●m²です。管理が行き届かず、周辺農地の所有者から苦情が出たために解約するものです。

53番 字姥堤 田 1筆 面積は ●●m²です。賃借人の経営規模縮小のために解約するものです。

54番 字姥堤 田 1筆 面積は ●●m²です。賃借人の経営規模縮小のために解約するものです。

55番 字太平楽 田 2筆 面積は ●●m²です。賃借人の経営規模縮小のために解約するものです。

56番 字治郎左エ門長根 畑 1筆 面積は ●●m²です。賃借人が太陽光パネルの設置を検討しているため解約するものです。

57番 大字豊間内字上前田 田 2筆 面積は ●●m²です。当該農地を賃借人の息子名義で購入するために解約するものです。

58番 大字手倉橋字雨沼 畑 1筆 面積は ●●m²です。通作が困難で、労働力も不足しているため解約するものです。

59番 大字扇田字寺沢 畑 1筆 面積は ●●m²です。通作が困難なため解約するものです。

以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

19番（鳥谷部） 中間管理機構への引き渡しと備考に書いてあるが、中間管理機構でまた賃借人の相手を探してくれるという事でしょうか。

事務局（大澤） 借りる人は同じで、間に管理機構が入るという事です。

議長（岩井） 今まで相対していたものを中間管理機構を通すため解約するという事です。

19番（鳥谷部） わかりました。

議長（岩井） その他ございますか。

15番（中川原） 中間管理機構に移行するという事ですが、こんなに出るといふ事は、何かメリットがあるのか、施策が変わったのでしょうか。

事務局（大澤） 担い手への農地集積率アップ、農林課業務負担の軽減となるため、書類の発送等機構でやっていただけるということですので、その点で負担軽減となるために機構での賃貸借へと変更すると伺っています。

15番（中川原） 農林課のどのような事務が軽減になるのでしょうか。

事務局（大澤） 町と借り手さんの契約では、その都度こちらの方で書類を用意し、押印してもらうという書類手続きが必要ですが、その点などが減ると伺っております。

15番（中川原） 来年以降、町有地、3条申請などについて、事務の軽減、中間管理機構の実績も上がるということから、中間管理機構へ移行する方針でしょうか。

事務局（大澤） 相談があった場合は、なるべく機構の制度がある旨を周知していきます。

15番（中川原） 農業委員会の方でも、指導していくのでしょうか。

事務局（大澤） 指導していきます。

事務局（町屋） 参考までですが、中間管理機構のお話をしてはいますが、どうしても1年間お世話になった貸し手の方へ直接お支払いしたいという方や、若干の手数料がネックとなり、前に進んでいないのも現実でございます。

13番（竹原） 以前の協力金はもうなくなったのでしょうか。

事務局（町屋） 以前の協力金はなくなっております。

議長（岩井） その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） 特に発言がないようですので、報告第5号を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の調査委員は、3番三浦弘文委員と12番豊川敏雄委員です。調査委員席に着席ください。

（調査委員着席）

議長（岩井） 次に、日程第4 議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤） それでは、今月の農地法第3条の許可申請について説明させていただきます。

議案書の16ページ、参考資料の49ページをご覧ください。

議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。

今月の許可申請は、1議案6件です。1番と2番は、贈与による所有権移転に関する件、3番から6番は、売買による所有権移転に関する件です。

1番 大字切谷内字外大窪・字蛭川村・字蛭川前川原・字大久保・字中森の田 2筆、畑 4筆 合計6筆 面積は ●●m² です。こ

のうち、大字切谷内字外大窪の農地について、筆界未定地となっておりますが、境界に関するトラブルが今まで一度もなく、譲受人も筆界未定地であることを承知して耕作を続けることを確認しております。

2番 大字切谷内字長屋 畑 1筆 面積は ●●m² です。

3番 大字切谷内字長屋 畑 2筆 面積は ●●m² です。

4番 大字豊間内字上前田 田 4筆 面積は ●●m² です。

5番 大字豊間内字下源兵衛 畑 1筆 面積は ●●m² です。

6番 大字切谷内字石ヶ沢 畑 4筆 面積は ●●m² です。

1番～6番は、別添調査書にあります通り農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大・効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

ご参考までに売買価格をお知らせします。

3番の売買価格は ●●円、10aあたり●●円です。

4番の売買価格は、 ●●円、10aあたり ●●円です。

5番の売買価格は、 ●●円、10aあたり●●円です。

6番の売買価格は、 ●●円、10aあたり●●円です。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、三浦弘文委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

三浦弘文委員 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の16ページ議案第18号と参考資料の49ページを御覧ください。4月5日に、岩井会長と豊川敏雄委員及び事務局職員4名で現地調査を行いました。

1番は、譲渡人と譲受人は親子で、元気なうちに農地を譲りたいと譲渡人から申し出があり、農地を贈与するものです。譲受人は、にんにく・長芋・ねぎ・水稻を作付けするそうです。

2番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲受人が畑を探していたところ譲渡人の畑があり、譲受人からの申し出により、農地を贈与するものです。譲受人は、長芋を作付けするそうです。

3番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲受人が畑を探していたところ譲渡人の畑があり、譲受人からの申し出により、農地を売買するものです。譲受人は、長芋を作付けするそうです。

4番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が高齢で管理できなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。譲受人は、水稻を作付けするそうです。

5番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が体調不良により管理できなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。譲受人は、種芋を作付けするそうです。

6番は、譲渡人と譲受人は知人で、農地を貸借して利用していたが、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。譲受人は、りんごを作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第19号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（小泉） それでは、議案書の19ページ、参考資料の69ページをご覧ください。

議案第19号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について農地法施行令第15条第1項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見

を求めるものです。今月の許可申請は、1議案1件、賃貸借による転用許可申請です。

1-1番、1-2番併せて事業を実施いたします。

1-1番 農地の所在は、字下中崎 地目は畑 計5筆面積は ●●m²です。

1-2番、農地の所在は、字下中崎 地目は畑 面積は ●●●m²です。

転用目的は、ドラッグストア 並びに 調剤薬局の店舗建築です。賃貸借の期間は ●●年間です。農地区分は、第3種農地と判断いたします。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、豊川敏雄委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

豊川敏雄委員 農地法第5条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。議案書の19ページ 議案第19号と参考資料の69ページを御覧ください。3条申請と同じく、4月5日に現地調査を行いました。1-1番と1-2番は、譲受人が譲渡人から35年の賃貸借により、申請地にドラッグストア 並びに 調剤薬局の店舗を建築するものです。周囲は、西側は県道 橋向五戸線に面しており、北側は町道をはさんで五戸町社会福祉協議会があり、南側は宅地、東側は宅地と畑になっています。汚水等は汚水排水管を敷地内に埋設し、公共下水道に接続し処理します。雨水は敷地内に浸透枡を設置し処理するため、周囲に影響が無いことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番（中里） 大きい面積ですが浸透枡で対応可能なのでしょうか。

議長（岩井） 浸透枡は1か所の予定でしたが、雨量計算で浸透枡をもう1つ設ける予定とのことです。

13番（竹原） 既存の店舗はそのまま営業するのでしょうか。

事務局（小泉） 今ある店舗はそのまま、新たに店舗を設置すると伺っております。

議長（岩井） その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 19 号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

調査委員の方々、ありがとうございました。
指定席にお戻りください。

（調査委員、指定席に戻る）

議長（岩井） 次に、議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

議案第 20 号の 1 番については、高村國昭委員に関する事案であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

（高村國昭委員 退席）

議長（岩井） それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（小泉） それでは議案書の 20 ページをご覧ください。

議案第 19 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定によ

り、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。五戸町長より令和4年3月25日付け、五農林第401号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案48件で合計面積は●●m²です。議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。

1番から31番は、農地中間管理事業を利用した一括方式による貸借です。

32-1番から39-3番は、利用権設定による貸借です。

一括方式の貸借のうち、1番から24番、26-1番は、議案中に新規と記載していますが、町有地の賃借料の変更に伴い、町有地の貸付けを利用権設定による貸借から農地中間管理事業を利用した一括方式による貸借として借り換えたものです。

1番 大字倉石中市字上平 他 畑 計16筆 合計●●m²
5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第20号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第20号の1番は、原案のとおり決定しました。

ここで、高村國昭委員を入室させてください。

（高村國昭 委員、入室・着席。）

議 長（岩井） 次に、議案第20号の2番から39-3番について事務局より説明をお願いします。

事務局（小泉） 町有地の貸借は、2番から24番、26-1番と件数が多いため、時間をいただき、ご覧いただきたいと思います。

議長（岩井） それでは、ここで暫時休憩いたします。

議長（岩井） それでは休憩を解き会議を続けます。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局（小泉） 25番大字倉石又重字前田内沢 畑 面積は ●●㎡です。町有地の新規の5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

26-2番 字新田窪 畑 面積は ●●㎡、5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

26-3番 字新田窪 畑 面積は ●●㎡、5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

26-4番 字新田窪 畑 面積は ●●㎡、5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

27番 大字切谷内字上榊窪 畑 面積は ●●㎡です。1年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。1年借り受けて良かったら複数年の貸借にすると、両者納得の上での貸借です。

28-1番 大字浅水字北向 畑 面積は ●●㎡です。5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

28-2番 大字浅水字北向 畑 計3筆 面積は ●●㎡です。5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

29-1番 大字切谷内字菖蒲川下平 畑 面積は ●●㎡です。5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

29-2番 大字切谷内字菖蒲川下平 田 計3筆 面積は ●●㎡です。5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

30-1 番 大字上市川字堺谷地 田 計3筆 面積は ●●m²です。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

30-2 番 大字上市川字前谷地 田 計3筆 面積は ●●m²です。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

31 番 大字倉石中市字新山平 畑 計2筆 面積は ●●m²です。5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

32-1 番からは利用権設定の貸借になります。

32-1 番 大字扇田字寺沢前 田 計2筆 面積は ●●m²です。5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

32-2 番 大字扇田字寺沢前 田 面積は ●●m²です。5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。前回の総会で決定した貸借に終期を合わせるため4年11ヶ月という貸借期間になったものです。

33 番 大字豊間内字地藏平 畑 面積は●●m²。1年の使用貸借です。借主から、高齢のため1年毎の更新にしたいと申し出があり、両者納得の上での貸借です。

34 番 字蛭川後、字熊野林後 田 計5筆 面積は ●●m²です。賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。終期は本年12月31日までですが、実際には1年間の賃貸借です。貸人が遠方のため手続きが遅れ、今月の総会で決定を求めるものです。貸借期間は、借主から、高齢のため1年毎の更新にしたいと申し出があり、両者納得の上での貸借です。

35 番 大字倉石又重字中崎 畑 計2筆 面積は●●m²。3年間の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

36 番 大字浅水字六角 田 面積は ●●m²。10年間の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

37 番 大字浅水字堀切 樹園地 計3筆 面積は●●m²。賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。借受人の事情により貸借手続きが遅れたため、この貸借期間になったものです。

38 番 大字倉石中市字寺久保 畑 面積は●●m²。3年間の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

39-1 番 大字倉石石沢字石沢後、字大沢 田 計5筆 面積は●●m²。5年間の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

39-2 番 大字倉石石沢字大沢、字堤沢 田 計4筆 面積は●●m²。5年間の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

39-3 番 大字切谷内字佐野前谷地 田 面積は●●m²。5年間の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番（竹原） 35ページの28-1番と2番の利用目的は畑のようですが、作物は何でしょうか。

事務局（小泉） 両方ともにんにくです。

13番（竹原） 会社そのものは農産物を育成する会社でしょうか。

事務局（小泉） 資料を持ち合わせていないので、確認してご報告いたします。

10番（中里） 利用料の設定は個別に貸す側と借りる側が決めるという事ですが、畑の割には安いと思われませんが、地元の人であれば仕方がないとは思いますが、県外など他の方の相場はもう少し高くても良いのではと思います。町所有の相場と合わせてもいいのではないのでしょうか。一つの意見として。

13番（竹原） その意見に同感である。町の標準より安いのはどうかと思う。せめて町に合わせるなど検討する余地はあると思う。

議長（岩井） ただ今の質問について、局長から委員会についての方向性を。

事務局（町屋） 町の方では貸借の関係は●●万円くらいで統一されておりますので、それに近づけるように検討してまいりたい。

議長（岩井） その他ございますか。

15番（中川原） 誰が仲介しているか、わかれば教えて頂きたい。

事務局（町屋） 仲介の情報は入っておりません。

15番（中川原） 仲介している人に指導していただければ良いのではと思います。

議長（岩井） その他ございますか。

2番（北村） ●●ページの●●番の方は亡くなっていますが、確認をお願いします。

19番（鳥谷部） 亡くなっているのは事実ですが、契約の際に死亡者と契約できるのでしょうか。

事務局（小泉） 大変失礼いたしました。息子さんのお名前で申請されており、資料の間違いでございます。訂正をお願いいたします。

議長（岩井） その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第20号の2番から39-3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 20 号の 2 番から 39-3 番について、原案のとおり決定しました。

議長（岩井） 次に、議案第 21 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（大沢） 議案書の 43 ページ議案第 21 号と参考資料の 83 ページをご覧ください。荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。1 議案 4 件です。

1 番から 4 番の字山田の田、4 筆について令和 4 年 3 月 15 日、所有者から申出があり、7 年以上前から耕作していないため、農地に復元することが困難となった土地です。令和 4 年 4 月 5 日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第 4 の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。

4 筆、●●m²です。
説明は以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 21 号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 21 号は、非農地と判断することに決定しました。

議 長（岩井） 次に、議案第 22 号「職員の任命について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（大沢） 〔議案第 23 号の朗読・説明〕

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 22 号は、原案のとおり決定しました。

議 長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって、令和 4 年第 4 回五戸町農業委員会総会を閉会します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和4年4月12日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員